

令和5年度(2023)帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 「Ⅱ. 外国人の子供の就学促進事業」(補助事業)実施地域

○33(2都道府県、5指定都市、3中核市、23一般区市町村) (令和5年10月10日時点)

		実施主体
都道府県	1	(東京都) 間接補助:【新】台東区、大田区、葛飾区教育委員会、【新】八王子市、清瀬市教育委員会、【新】羽村市教育委員会、【新】板橋区教育委員会
	2	岐阜県 間接補助:大垣市、美濃加茂市教育委員会、可児市
指定都市	3	神奈川県 横浜市教育委員会
	4	神奈川県 川崎市教育委員会
	5	静岡県 浜松市
	6	愛知県 名古屋市教育委員会
	7	福岡県 福岡市教育委員会
中核市	8	愛知県 豊田市
	9	大阪府 東大阪市教育委員会
	10	和歌山県 和歌山市教育委員会
一般区市町村	11	山形県 庄内町教育委員会
	12	群馬県 伊勢崎市教育委員会
	13	長野県 飯田市教育委員会
	14	岐阜県 大垣市
	15	岐阜県 美濃加茂市教育委員会
	16	岐阜県 可児市
	17	静岡県 焼津市教育委員会
	18	静岡県 小笠地区 定住外国人児童生徒就学促進連絡協議会
	19	【新】静岡県 牧之原市教育委員会
	20	愛知県 豊川市
	21	愛知県 碧南市教育委員会
	22	愛知県 西尾市教育委員会
	23	愛知県 蟹江町
	24	三重県 鈴鹿市教育委員会
	25	【新】滋賀県 東近江市教育委員会
	26	熊本県 菊陽町教育委員会

※ 東京都については、本事業により都が直接実施する事業はない。

※ 【新】:今回初めて実施する地域。